

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 23日

(あて先) 一 宮 市 長



提出者

住 所 名古屋市東区葵3丁目19番7号

氏 名 矢作建設工業株式会社

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 代表取締役社長

電話番号 052-935-2382

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	矢作建設工業株式会社 (一宮市内の現場)
事業場の所在地	名古屋市東区葵三丁目19番7号 (一宮市内)
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	118,70100万円
③ 従業員数	966名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	-
排出量	t	t

(これまでに実施した取組)

- 「発生抑制、再使用及び再生資源利用の推進」目標値：最終処分9%以下
- ・メーカーに対して簡易梱包を依頼し梱包材の削減に努めている。
 - ・プレカットによる現場発生材の発生を抑制する。
 - ・ダンボールの徹底分別による排出量の削減に努めている。
 - ・ラス型枠を採用することにより型枠残材を削減する。
 - ・新規入場時教育時に産廃分別の教育指導を行っている。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類		
排出量	t	t

(今後実施する予定の取組)

- ・今後も引き続き現状の取り組みを継続する。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・分別を徹底することにより混合廃棄物を削減する。
- ・ダンボールの徹底分別による排出量の削減に努めている。
- ・木くずは徹底分別し、再資源化施設を推進している。
- ・石膏ボードは専用のパレットを設置して分別している。

②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 今後も引き続き現状の取り組みを継続する。
-----	---

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施する予定はない		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施する予定はない		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施する予定はない		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・電子マニフェストの使用を基本として、委託業者への指導の強化 ・産業廃棄物委託契約の電子化を推進 ・安全環境部による定期的な委託業者の施設・処理状況の確認 ・各方面からの情報収集により、不適業者を排除し全社に周知 ・産業廃棄物の最終処分率の目標を設定し、最終処分率の低減に努めている。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 今後も引き続き現状の取り組みを実施する		
※事務処理欄			

備考

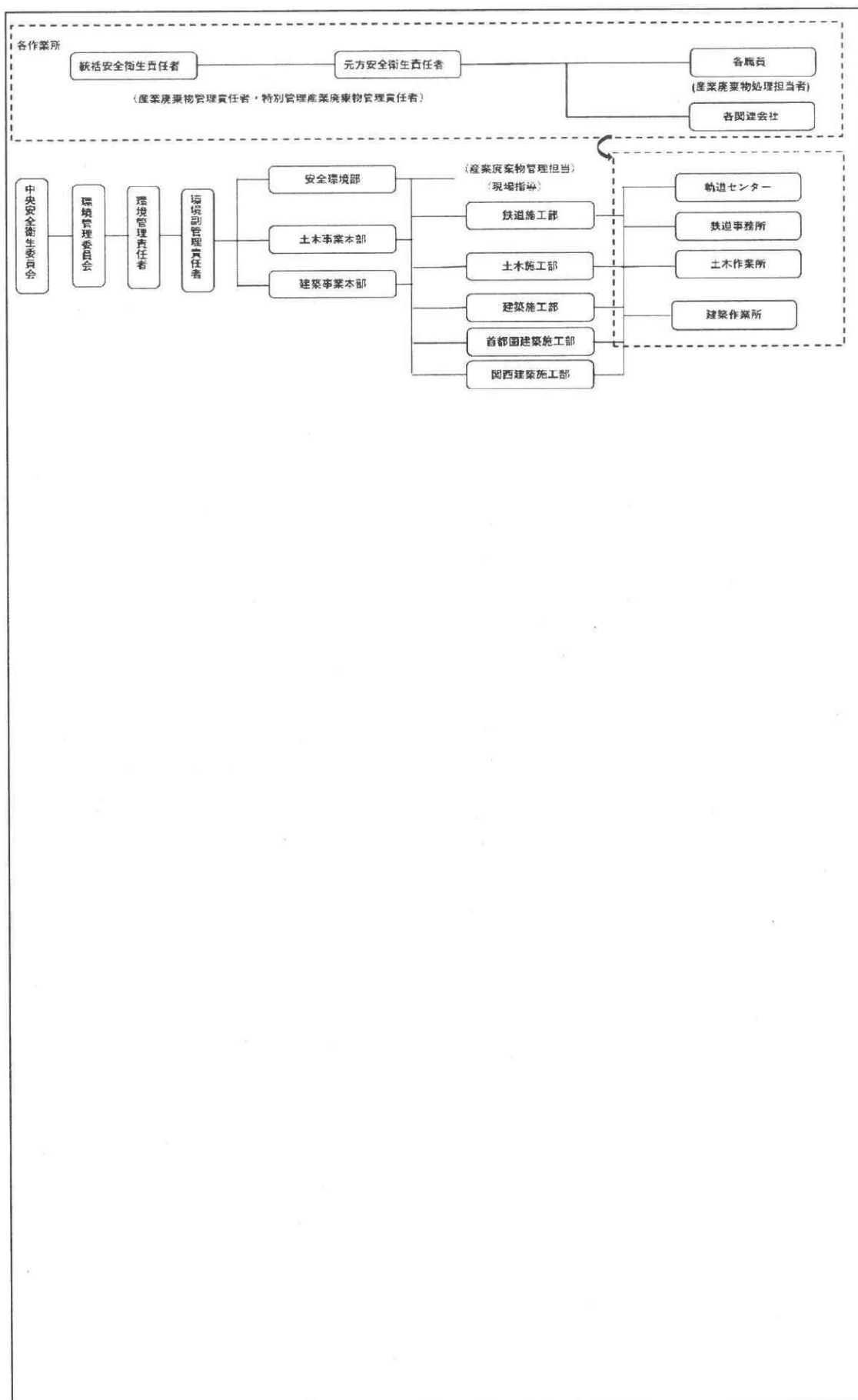
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添 1 処理工程図

建設工事

既設構築物解体：がれき類→再生処理業者に委託して再資源化
木くず→再生処理業者に委託してチップとして再資源化
混合物→中間処理業者に委託して選別・減量化の後、埋立処分
基礎工事：汚泥→中間処理業者に委託して脱水後、埋立処分
建築工事：がれき類→再生処理業者に委託して再資源化
廃プラスチック→中間処理業者に委託して燃料として再資源化
もしくは、焼却施設のある業者で焼却処分
混合物→中間処理業者に委託して選別・減量化の後、埋立処分

別添2 管理体制図



産業廃棄物処理計画書 別紙集計表

現状:前年度(令和6年度)実績量

計画:今年度(令和7年度)計画量(目標)

単位:トン

産業廃棄物の種類	排出抑制		自ら再生利用を行った(行う)量		自ら行う中間処理				自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)量		処理の委託									
	排 出 量				自ら熱回収を行った(行う)量		自ら中間処理により減量した(する)量				全 処 理 委 託 量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
汚泥	785.51	746.23	—	—	—	—	—	—	—	—	785.51	746.23	6.71	6.37	785.51	746.23	0.00	0.00	0.00	0.00
廃油	0.78	0.74	—	—	—	—	—	—	—	—	0.78	0.74	0.00	0.00	0.78	0.74	0.00	0.00	0.00	0.00
廃プラスチック類	51.45	48.88	—	—	—	—	—	—	—	—	51.45	48.88	51.45	48.88	51.45	48.88	0.00	0.00	0.00	0.00
紙くず	9.15	8.69	—	—	—	—	—	—	—	—	9.15	8.69	9.15	8.69	9.15	8.69	0.00	0.00	0.00	0.00
木くず	876.05	832.25	—	—	—	—	—	—	—	—	876.05	832.25	45.60	43.32	876.05	832.25	0.00	0.00	0.00	0.00
金属くず	20.34	19.32	—	—	—	—	—	—	—	—	20.34	19.32	20.34	19.32	20.34	19.32	0.00	0.00	0.00	0.00
ガラス陶磁器等くず	63.25	60.09	—	—	—	—	—	—	—	—	63.25	60.09	63.25	60.09	63.25	60.09	0.00	0.00	0.00	0.00
廃石膏ボード	13.80	13.11	—	—	—	—	—	—	—	—	13.80	13.11	1.80	1.71	13.80	13.11	0.00	0.00	0.00	0.00
コンクリート片	138.40	131.48	—	—	—	—	—	—	—	—	138.40	131.48	112.92	107.27	138.40	131.48	0.00	0.00	0.00	0.00
アス・コン片	447.37	425.00	—	—	—	—	—	—	—	—	447.37	425.00	73.70	70.02	447.37	425.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他がれき類	1,747.85	1,660.46	—	—	—	—	—	—	—	—	1,747.85	1,660.46	174.05	165.35	1,747.85	1,660.46	0.00	0.00	0.00	0.00
建設混合廃棄物(管理型)	441.22	419.16	—	—	—	—	—	—	—	—	441.22	419.16	439.14	417.18	441.22	419.16	0.00	0.00	0.00	0.00
石綿含有産業廃棄物	2.00	1.90	—	—	—	—	—	—	—	—	2.00	1.90	2.00	1.90	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00